

平成 26 年度 事業計画書

自 平成 26 年 4 月 1 日
至 平成 27 年 3 月 31 日

公益財団法人全日本柔道連盟

I. 概要

本連盟では、昨年度までに、理事会及び評議員会の改革、全国代表者会議の設立、アスリート委員会、コンプライアンス委員会の新設などの組織改革を行ってきた。本年度は、それらを着実に機能させ、定款に定める「柔道の普及・振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与する」という事業目的に基づき、品格のある人間の育成など人間教育としての柔道の普及振興に積極的に取り組んでいくとともに、世界のトップを目指す選手の強化育成に取り組んでいく。

具体的には、組織運営面では、理事会、評議員会及び全国代表者会議を着実に機能させるとともに、諸規程の整備を進め、コンプライアンス体制を強化し、透明性及び公正性のある組織運営を行っていく。

また、財政面においては、基盤となる会員登録制度による会費収入の安定化を図り、中長期的な事業計画に基づいた収支バランスのとれた財政を築き、公益財団法人としての的確・適正な経理処理・財務管理を進めていく。

登録会員の拡大に向けた取り組みとしては、減少傾向にある要因を精査し、各関係団体と協力しながら諸施策を実施していく。合わせて登録システムのオンライン化に向けた検討を進め、登録制度の効率化を図っていく。

大会運営関係では、「全日本選抜柔道体重別選手権大会」、「全日本柔道選手権大会」などの主催大会を始め、IJF 主催の「グランドスラム東京」を充実させるとともに、「大会運営規程」の見直しを行い、各地で開催される大会も充実させ、柔道の普及を図っていく。

選手強化事業に関しては、今年 8 月にロシアで開催される世界柔道選手権大会を最大目標とし、新ルールへの研究・取り組みを図りながら、選手個々が、達成目標を定め、万全を期して臨める態勢を築く。一方で、2020 年に東京での開催が決定したオリンピック競技大会を見据え、ジュニア層の選手発掘及び強化により一層の重点を置いていく。

普及関係事業に関しては、「柔道教室」・「JUDO フェスタ」などを充実させ、各都道府県柔道連盟と連携を図りながら青少年の普及振興に取り組む。

柔道指導者養成事業に関しては、昨年度からスタートした「公認柔道指導者資格制度」の改善点をたゆまず模索・検討し、制度の充実を図ることで、柔道指導者のさらなる資質向上を図っていく。

国際関係事業に関しては、海外チームの受入や海外への指導者の派遣等により国際交流を促進するとともに、IJF・JUA 及び各国連盟との連携、交流を深めながら、柔道に関する情報収集、分析を行う。また、本連盟には、世界に対して柔道の正しい普及・発展に努めていく責務があり、その対策を検討していくとともに、世界で活躍できる人材の育成に努めていく。

各専門委員会及び特別委員会等における事業計画の概要は以下のとおり。

1. 総務関係事業

- (1) 定款を始めとする諸規程の見直しと必要な新規程について検討し、規程類の整備を行う。
- (2) 収入の根底となる会員登録制度による会費収入の拡大、法人会員制度及びサポーター会員制度の見直しにより、安定した財政基盤を築いていく。
- (3) 登録会員の減少要因を精査し、登録会員拡大に向けた事業を展開していく。また、登録手続きオンライン化の早期実現を目指す。
- (4) 柔道事故に対する保障制度については、現在の「障害補償見舞金制度」の他、団体や指導者向けの「指導者賠償責任保険」の導入を検討する。

2. 大会事業関係事業

- (1) グランドスラム東京、アジアグランドマスターズの国際大会や本連盟が主管する大会においては、本委員会の委員が中心となって運営に当たり、全国各地で開催する大会には委員を派遣し、「全柔連大会運営規程」を基にした運営指導を行い、大会運営基準の全国統一化を推し進める。
- (2) 平成 27 年度以降の全国大会の日程及び会場の調整を行うと共に、参加資格・競技規則などの整備を行う。また、「全柔連大会運営規程」を簡素化したマニュアルを全国に配布、浸透を図っていく。

3. 広報関係事業

- (1) 公式ウェブサイト（ホームページ）を利用し、スピーディーな情報更新、より充実した情報発信を行う。また、英語ページを作成し、充実した情報発信を行う。
- (2) ホームページ以外に、以下の一層の充実を図る。
 - ①「全柔連だより」及び「柔道年鑑」の発行、「柔道フェスタ」の開催
 - ②「全柔連だより」の内容充実や読み易さの追求
 - ③年次報告書ともなる「柔道年鑑平成 25 年度」の制作、発行。
 - ④柔道フェスタの全国一斉 5 地区開催する。柔道人口の底辺拡大のために、特に小学生を中心とした普及・振興を図る。
 - ⑤全柔連概要パンフレットを作成・配布

4. 教育普及関係事業

- (1) 柔道の指導の在り方、普及の現状などについて協議する。柔道教室・指導者講習会を開催し、小・中学生、高校生への技術指導に加え指導者、保護者等へ安全な指導、体調管理などについての講習を行う。
- (2) 日本武道協議会との共催事業である地域社会柔道指導者研修会及び地方青少年柔道錬成大会、少年競技者育成事業等への講師派遣を行とともに、柔道教室等への派遣講師研修会、日本体育協会公認指導員養成講習会などを実施する。
- (3) 視覚障害者柔道への支援、中学校柔道への支援、キッズ柔道への視察・支援、障害のある方々の柔道についての現状調査をする。
- (4) 次世代を担う子供たちに対し、柔道のすばらしさ、柔道の精神を伝えていくため、

柔道教室の充実、リーフレット等作成のための素材（画像等）の検討、DVD「柔道は人間教育 大人も子供も修行中」の活用、子供たちが安全に柔道を行うための指導教本の作成、柔道に関するアンケート結果の活用、少年柔道全国組織の創設について検討する。

5. 審判関係事業

- (1) Aライセンス審判員研修会をはじめとする11の講習会を開催し、Aライセンス審判員だけでなくB・Cライセンスも含めた審判員の技能向上に努めていく。さらにSライセンス審判員審査、Aライセンス審判員試験及び顧問審判員の審査を行ない、審判員の拡充を図る。
- (2) 4月より国内大会に適用することとした国際柔道連盟試合審判規定（新ルール）の内容説明、資料やDVDの配布、HPでの公開等、迅速に普及させるべく対処していく。あわせて1審制の導入を希望する団体に対する機材や運営方法（ケアシステム）の情報提供を行う。
- (3) IJF主催大会をはじめとする各種国際大会へ審判員を派遣し、国際舞台で活躍できる審判員を養成すると共に、IJF審判員試験に受験者を派遣し、国際審判員を充実させる。
- (4) 審判委員規定に基づいて審判委員を配置すると共に、主要大会ではケアシステムを活用しながら、審判の精度を高め、大会の充実を図る。
- (5) 国際柔道連盟試合審判規定の改定について、講習会や研修会をはじめ、DVDの製作等順次対応し、全国の審判員に周知していく。

6. 強化関係事業

- (1) 過去の過ちを真正面から受け止め、真摯に反省し、新年度では昨年同様に柔道の信頼回復に向けて全力で取り組む。
- (2) 所属や多方面との連携・協力を深め世界1奪還を目指し強化を図る。また、強さだけでなく、品格・品性を持った柔道家を目指し「最強かつ最高の全日本強化」を目標に誠心誠意、実直に取り組む。
- (3) 2014年1月より正式施行された新ルールへの迅速な対応、研究を図り、8-9月にロシア・チェラビンスクにおいて開催される世界選手権大会、9月に実施されるアジア競技大会の2大会を最大の目標として選手強化に取り組む。
- (4) 2020年東京オリンピックを見据え、ジュニア、カデ選手育成として、効果的な国際大会派遣、国内外での合宿を充実させる。これらの一環として、今年度もジュニアブロック合宿を中・高生を対象で実施し、全柔連強化選手と都道府県推薦選手による合同練習による相乗効果を見込んでいる。時期は10月とし、全国5カ所（青森県・千葉県・和歌山県・高知県・福岡県）で実施する。さらに一貫指導システム構築を目指し、競技者育成事業を充実させ全国10地区を中心としてタレント発掘、教育・育成・強化を推進していく。特に若年層の育成・強化においては、教育的観点から学業との両立を十分に配慮していく。

7. 国際関係事業

- (1) 世界選手権をはじめとする国際柔道連盟（IJF）主催大会やアジアで開催されるアジア柔道連盟（JUA）主催の大会、その他主要な国際大会への役員派遣とそれに関連する側面的なサポートを行う。役員派遣を通じて、IJF、JUA、東アジア柔道連盟ならびに各国連盟との連携を深めるとともに、意見交換や発信ならびに情報収集を行い、日本の考えや立場を主張していく。
- (2) 9月にアジアグランドマスターズオープン柔道大会、12月にグランドスラム東京という国際大会を東京で開催する。大会に関する事前の情報発信、エントリーを含む各連盟との連絡ならびに取りまとめ等、必要な作業を行う。大会期間中には、IJF 役員、各国連盟役員・コーチと国際交流等を充実させ、国際委員会としてより貢献していく。
- (3) 世界選手権大会前ならびにグランドスラム東京前後には、多くの外国チームが日本での練習を希望するため、強化委員会や実業団とも情報を共有し、外国チーム・日本チームの双方にとって有益なものになるようにする。
- (4) 海外における講習会等の派遣事業に関して、指導者の人選や派遣事業の調整を行っていく。また、強化の派遣しない大会に関して、大学等への通知および斡旋等を行い国際交流を促進する。
- (5) ホームページや全柔連だより等を通じて、国際における柔道の動きや最新のニュースなどを発信していく。また、他委員会との連携を深め迅速な情報の共有を図る。

8. 医科学関係事業

- (1) 昨年度から中学校武道必修化がスタートしたが、医科学委員会では柔道の安全面からケガの防止、とくに重度外傷である頭部外傷、頸部外傷の発生のメカニズムの研究と防止対策、柔道指導者、柔道教育現場指導者、担当教員、柔道選手、生徒等に対する安全啓発活動を行う。また、皮膚真菌症の予防に関しても、継続して研究・啓発を行う。
- (2) 国際大会・合宿へのチームドクターの派遣をサポートし、充実した選手の健康管理、傷害予防、アンチ・ドーピングの啓発等に努める。
- (3) 国内大会における救護ドクターの配置により、医科学的側面からの安全性の確保に努める。また、地方における試合で参加できるスポーツドクターの確保を行う。

9. アスリート関係事業

- (1) 連盟運営に選手の意見を反映させることを目的に、競技・形・視覚障害柔道の各強化選手によるミーティングを実施し、意見や提案の吸い上げを行う。また、広報・普及、社会貢献の各分科会を実施し、それらの意見や提案に基づき、全体会議にて諸活動を検討する。
- (2) 全国規模の柔道大会において柔道の魅力を高める PR 活動を行う。また、特に若年層への普及のため、柔道教室や講演活動など柔道との触れ合いの機会を創生する。
- (3) 柔道を通じた社会貢献活動を行い、社会のロールモデルとしての柔道選手の役割を果たす。

10. コンプライアンス関係事業

- (1) 本連盟を構成する全ての柔道人が、法令や規程・規則遵守の枠に満足することなく、さらに高い倫理観と見識をもって行動すべく、その推進のための様々な施策を策定し、コンプライアンスへの意識向上及び違反防止のための研修・教育を実施していく。

11. 指導者養成関係事業

- (1) 日本柔道の将来を見据え、柔道の正しい普及発展及び柔道指導者の資質を向上し、社会的信用を高め、地位を確保する事を目的に、「公認柔道指導者資格制度」を平成 25 年度よりスタートさせた。
- (2) 講習内容の再確認及び安全指導の徹底、講師の教授力向上を目的とする各都道府県の C 指導員養成講習会講師を対象にした全国指導者研修会を開催する。また、平成 27 年度から開催する B 指導員養成講習会の講師養成を目的とした指導者養成講師研修会を東日本・西日本の 2 地区に分かれて開催する。
- (3) 社会と現場のニーズを考慮したより良い指導者資格制度の構築を引き続き検討する。
- (4) 優秀な指導者資格保有者を海外の指導者講習会に派遣し、国際標準の指導力を身につけた指導者養成を行う。
- (5) 中学校武道必修化対策関連では、日本武道館との共催である「全国柔道（教科）指導者研修会」や「授業法研究事業」を実施し、保健体育科教員の指導力向上に努める。
また、文部科学省委託事業「武道等指導推進事業」である授業協力者の養成及び派遣事業を都道府県柔道連盟（協会）ならびに教育委員会と連携をとりながら進めていく。
- (6) 柔道指導における安全面においては、都道府県の安全指導委員会、医科学委員会との連携・協力を強固にし、さらに充実した講習内容を図るとともに、各都道府県における安全面での啓発も徹底して行う。

12. 「形」競技関係事業

- (1) 世界形選手権大会で全種目制覇できるように、強化の層をさらに厚くするための事業を行っていく。
- (2) 国際形選手権大会へ役員や審査員、並びに形審査員ライセンス受験者等を派遣する。また、昨年からはまった国内の審査員制度を整備し、審査員試験や研修会等を行う。

13. 暴力の根絶関係事業

- (1) プロジェクト名を変え（未定）、より前向きに柔道の良さを発信していく。
- (2) セクハラガイドラインを作成し、柔道界への浸透を図る。

II. 活動計画

1. 総務委員会の活動計画

【会議の開催】

- (1) 全体会議 3回 (6月、10月、3月)
- (2) 各部会 3～6回
 - ①企画部会
 - ②財政部会
 - ③登録部会

【活動計画】

(1) 組織及び諸規程の整備

昨年度までに行ってきた組織改革に伴う既存の諸規程の見直しを行うとともに、更に組織のあり方及び制定すべき規程について検討し、透明性・公正性の高い組織運営に努めていく。

(2) 事業計画及び収支予算の策定

公益財団法人として、適正・適法な法人運営を行っていくための財政基盤の確立を目指し、より公益性の高い中・長期的な事業計画並びに収支計画を検討していく。

(3) 法人会員制度の見直し

現行の法人会員制度及びサポーター会員制度についての見直しを行う。賛助会員制度として寄付金としての性格を明確にし、本連盟の財政基盤を図り、それに必要な手続きを進めていく。

(4) 公認用具（柔道畳）指定業者制度における諸問題の検討

柔道畳の更なる安全性（検査基準）について検討するとともに、既に合格している製品について耐久性、品質維持など検査後の管理について検討する。また、国際柔道連盟畳サプライヤー制度との関係性について検討していく。

(5) 公認用具（柔道衣）制度における諸問題の検討

現検査基準における問題点の検証を行い、必要に応じて検査基準の見直しを行う。小学生向け柔道衣規格の導入について検討していく。また、国際柔道連盟柔道衣サプライヤー制度における柔道衣規格の相違点について、国内での対応について検討していく。

(6) 登録関連事業

①登録推進事業の展開

登録人口が減少している要因を精査し、中体連・高体連並びに他の専門委員会と連携し、具体的な対策を検討していく。

②登録事務手続きの簡素・効率化

昨年度「指導者資格制度」がスタートしたが、登録区分において混乱が生じた。その問題点を精査し、円滑な登録手続きが行えるようにしていく。また、登録のオンライン化の早期実現に向けた検討を行い、事務手続きの簡素化を図っていく。

③全国登録担当者会議の開催

各県における登録推進に関する施策の報告、問題点の討議などを目的とした会議を開

催し、登録制度の充実を図る。

(7) 補償見舞金、保険制度の推進

現在の「障害補償・見舞金制度」においては、補償内容について保険会社と交渉し、補償範囲の拡大、補償額の引き上げ等、本制度の充実に努めていく。また、団体や指導者向けの賠償責任保険の導入について検討する。

2. 大会事業委員会の活動計画

【会議の開催】

- (1) 全体会議 5 回 (5 月、7 月、9 月、12 月、2 月)
- (2) 小委員会 4 回 (必要に応じて)

【活動計画】

(1) 国際大会の運営

下記の 2 大会において、国際柔道連盟の規則に則った競技運営を行っていく。

- ① アジアグランドマスターズ (9 月)
- ② 東京グランドスラム (12 月)

(2) 国内主催大会の運営

下記の 18 主催大会において、「全柔連大会運営規程」に則った運営及び指導を行い、大会を成功させると共に、国内における大会の大会運営基準を統一化していく。

- ① 全日本柔道選手権大会
- ② 皇后盃全日本女子柔道選手権大会
- ③ 全日本選抜柔道体重別選手権大会
- ④ 講道館杯全日本柔道体重別選手権大会
- ⑤ 全日本ジュニア柔道体重別選手権大会
- ⑥ 全日本カデ柔道体重別選手権大会
- ⑦ 全国教員柔道大会
- ⑧ 全国高等学校柔道選手権大会
- ⑨ マルちゃん杯全日本少年柔道大会
- ⑩ 全国少年柔道大会
- ⑪ 全国高等学校柔道大会
- ⑫ 全国小学生学年別柔道大会
- ⑬ 全国中学校柔道大会
- ⑭ 国民体育大会柔道競技
- ⑮ 全国高等学校定時制通信制柔道大会
- ⑯ 近代柔道杯全国中学生柔道大会
- ⑰ 全日本少年少女武道錬成大会
- ⑱ 全日本柔道形競技大会

(3) 委員の派遣

各地で開催される大会に委員を派遣し、運営の指導及び補助を行う。

- ① 全日本選抜柔道体重別選手権大会
- ② 全日本カデ柔道体重別選手権大会
- ③ 全国小学生学年別柔道大会
- ④ 国民体育大会柔道競技

(4) 全柔連大会運営規程の見直しとマニュアルの普及

国際柔道連盟 (IJF) における現行の大会運営規則に則った大会運営マニュアルを作成し、配布すると共に浸透を図る。また、全柔連大会運営規程を現行の IJF 規則に則った内容にすべく改正する。

(5) 大会企画に関する検討

① 大会規則の検討

各大会の参加資格、競技方法、シード基準・抽選方法などの問題点を検討し、大会の充実を図っていく。

②日程及び会場の調整

平成 27 年度以降の大会の日程及び会場を調整し、大会の充実を図っていく。

③各種大会における形の演技推進

各種大会における進行の中に形の演技を組み込めるよう推進していく。全柔連主催大会はもちろんのこと、他の主催団体にも働きかけを行っていく。

④地区選出人数の見直し

地区選出選手で行われている大会における各地区の選出人数を過去のデータなどを参考に随時見直しの検討を行っていく。

⑤託児施設の設置

関係者が参加しやすい大会を目指し、大会会場内に託児施設を設置すべく他委員会と協力し、推進していく。

⑥大会会場の美化

近年、大会終了後、会場でのゴミ等に関する問題が表面化しているため、参加者、観客等への呼びかけを含め、会場美化方法の検討、実践をしていく。

⑦その他

大会を運営及び視察し、改善点や問題点を検討していく。

3. 広報委員会の活動計画

【会議の開催】

- | | |
|----------|--------------------|
| (1) 全体会議 | 3回 (4月を第一回とし、以降随時) |
| (2) 広報部会 | 4回 |
| (3) 編集部会 | 9回 |
| (4) 情報部会 | 2回 |

【活動計画】

(1) 広報関係事業

- ①柔道フェスタを下記の通り開始し、地元担当者との事前打合せを円滑に進め、開催当日は各地に委員を2名ずつ派遣する。

全国一斉開催 10月13日(月・祝)午後

【東北北海道ブロック】青森県

【北信越関東ブロック】千葉県

【近畿東海ブロック】和歌山県

【中国四国ブロック】高知県

【九州ブロック】福岡県

- ②主要大会における、報道対応、大会原稿執筆、ホームページ担当として委員を下記の通り派遣する。

全日本選抜柔道体重別選手権大会 (福岡国際センター)	3名
皇后盃全日本女子柔道選手権大会 (横浜文化体育館)	3名
全日本柔道選手権大会 (日本武道館)	3名
講道館杯全日本体重別選手権大会 (千葉ポートアリーナ)	3名

③全柔連の組織及び事業を紹介するためのパンフレットを制作／配布する。

日本語のパンフレット 30,000 部、英語のパンフレット 5,000 部を制作し、各都道府県柔道連盟（協会）、関係団体、大会会場等への配布、また、海外へ赴いた際にも配布を行う。掲載内容については、4年に1回見直しを行う。

(2) 編集関係事業

①機関紙「全柔連だより」の発行

第 51 号以降を発行予定であり、発行回数、ページ数、発行部数、広告の掲載については、今後検討を行うが、内容の充実を図り、読み易さを追求する。各都道府県柔道連盟（協会）及び法人会員等に、機関紙として効率的かつ効果的に配布し、ホームページにも掲載する。

制作、発行に当たり編集会議を各号 2 回、計 6 回予定する。必要に応じて、メールでの会議、意見交換を行う。

②「柔道年間平成 25 年度」の発行

「柔道年鑑平成 25 年度」を 8 月に 500 部発行し、全柔連役員、評議員、顧問、参与、専門委員、各都道府県柔道連盟（協会）に配布する。また、制作、発行にあたっては、編集会議を 3 回予定する。

(3) 情報関係（ホームページ）事業

①昨年度リニューアルを行ったホームページの改善に務める。

②データベースの構築を図り、情報を整理し、関係者及び閲覧者に便宜性を供与する。

③他専門委員会と協力して、全柔連の普及・発展に資する事項等、タイムリーな情報発信を行う。

④主要大会においてホームページに掲載する記録係として委員を派遣する。（広報関係事業参照）

4. 教育普及委員会の活動計画

【会議の開催】

(1) 全体会議 3 回（5 月、11 月、2 月）

(2) 委員長・副委員長会議（2 回）

(3) 部会の開催（2 回）

【活動計画】

(1) 柔道教室等派遣講師の研修会

柔道教室等の講師予定者に対し、指導内容の確認と共通理解を得るための研修会を東京、大阪の 2 か所で実施する。

(2) 柔道教室・指導者講習会の開催

小・中学生、高校生への技術指導に加え、指導者及び保護者等への講習会を以下の 18 ヶ所にて開催する。

（青森県・岩手県・秋田県・茨城県・群馬県・栃木県・千葉県・東京都・新潟県・福井県・奈良県・和歌山県・島根県・広島県・山口県・愛媛県・佐賀県・熊本県）

(3) 講師等の派遣

- ①強化委員会が実施する全国少年競技者育成事業等（年 13 回程度開催）へ講師を派遣する。
- ②日本武道協議会共催事業「地域社会柔道指導者研修会」を下記の 7 ヶ所にて開催し、講師を派遣する。
（熊本県・鳥取県・兵庫県・宮崎県・島根県・山口県・岡山県）
- ③日本武道協議会共催事業「地方青少年柔道錬成大会」を下記の 10 ヶ所にて開催し、講師を派遣する。
（沖縄県・岩手県・山形県・愛媛県・石川県・山口県・鹿児島県・福井県・島根県・青森県）
- ④日本武道館共催事業「全日本少年少女武道（柔道）錬成大会 基本錬成」へ模範演武者を派遣する。

(4) 日体協委託事業「公認指導員養成講習会」を下記の日程で 2 回開催する。

- ①第 1 回 8 月中旬～下旬 3 泊 4 日
- ②第 2 回 8 月中旬～下旬 3 泊 4 日

(5) 障害者柔道への支援

- ①年 2 回開催される視覚障害者柔道選手強化合宿の企画及び運営協力を行う。また、役員選手の旅費・滞在費、会場使用料等、開催経費への助成を行う。
- ②障がい（視覚・聴覚など）のある方々の柔道についての現状調査を行い、普及・強化への支援の在り方を探る。

(6) 日本女子柔道倶楽部が主催する「キッズ柔道」へ視察員を派遣し、運営に関する調査と研究（会議等）を行うと共に、柔道衣の管理・発送等の支援をする。

(7) 子ども達に魅力のある柔道を伝えていく事業として、以下の取り組みを行っていく。

- ①これらの取り組みを現在行っている柔道教室など各種講習会で指導する講師及び参加する指導者・保護者に周知し、柔道教室・講習会の充実を図る。
- ②全国の町道場等が、道場の紹介用リーフレット等で活用できる素材（画像やキャッチコピーなど）を検討し、ホームページ等からダウンロードできるようにする。
- ③柔道の良さをアピールするため映像教材として作成した DVD「柔道は人間教育 大人も子供も修行中」を指導者を始め、柔道を学ぶ子供たち、その保護者はもちろん、一般の多くの方々に見ていただくため、インターネット上での閲覧ができるようにする。また、この映像の更なる活用方法を検討していく。
- ④子供達自身が読んで理解できる、少年少女向けの分かりやすい安全（危険回避）に関するガイドブックを作成する。
- ⑤昨年、少年少女及び保護者を対象に行ったアンケート調査の分析結果をもとに、今後の教育普及に対する方策を検討していく。
- ⑥少年柔道全国組織の創設についての検討

現在の少年柔道界には、スポーツ少年団や全日本柔道少年団、道場連盟等が存在するものの、全日本柔道連盟の加盟団体としての正式な全国的組織はない。

少年柔道の全国的組織を創設することによる普及効果について検討するとともに、創設

のための障害について調査していく。

5. 審判委員会の活動計画

【会議の開催】

- (1) 審判委員会 3回 (5月、10月、2月)
- (2) 選考審査部会 3回 (5月、10月、2月)

【活動計画】

(1) 審判員講習会の実施

審判員研修会及び審判員講習会を実施し、審判員の技術向上に努めていく。

- ①A ライセンス研修会 (東京都・大阪府)
- ②地方審判員講習会 (2ヶ所予定)
- ③大会前日講習会 (インターハイ、国体)
- ④A ライセンス試験前日講習会 (5ヶ所)
- ⑤審判員強化研修会

(2) A ライセンス試験の実施

全国各地で開催される全日本ジュニア体重別選手権大会地区予選において、A ライセンス審判員試験を実施し、審判員の養成に努める。

試験は5ヶ所において1泊2日の日程で実施し、初日に講習会及び学科試験、2日目に実技試験を行なう。

(3) 審判委員の派遣

下記大会へ審判委員を派遣し、ケアシステムを用いて試合の円滑な運営に努める。

- ①全日本カデ柔道体重別選手権大会
- ②皇后盃全日本女子柔道選手権大会
- ③全日本柔道選手権大会
- ④全日本選抜柔道体重別選手権大会
- ⑤全日本ジュニア柔道体重別選手権大会
- ⑥国民体育大会柔道競技
- ⑦講道館杯全日本柔道体重別選手権大会

(4) 審判員の選考

下記大会へ選考審査部会委員を派遣し、国内大会の審判員選考をはじめ、国際大会派遣審判員、S ライセンス審判員等の選考を行なう。

- ①皇后盃全日本女子柔道選手権大会
- ②全日本柔道選手権大会
- ③全日本カデ柔道体重別選手権大会
- ④全日本選抜柔道体重別選手権大会
- ⑤全日本ジュニア柔道体重別選手権大会
- ⑥講道館杯全日本柔道体重別選手権大会

(5) 国際審判員の養成

- ①IJF 公式大会をはじめ、各種国際大会へ審判員を派遣し、国際舞台で活躍できる審判

員の養成に努める。

②IJF 審判員試験のうち、コンチネンタルへ3名（うち1名女性）、インターナショナルへ1名の受験者を派遣し、国際審判員層の充実を図る。

(6) 審判教材の作成

実際の試合映像を用いてDVD等の映像資料を作成し、講習会等で活用して審判員の技能向上に努めていく。

6. 強化委員会の活動計画

【会議の開催】

(1) 男子委員会 7回（4月2回、9月、10月、11月、12月、3月）

(2) 女子委員会 7回（4月2回、9月、10月、11月、12月、3月）

【活動計画】

(1) 重点目標

世界選手権大会、世界ジュニア選手権大会、アジア競技大会、ジュニアユースオリンピックでより多くの金メダルを含む全階級メダル獲得を重点目標とする。

(2) 強化事業の実施

①国内強化合宿 合計42件

男子シニア12件、男子ジュニア6件

女子シニア10件、女子ジュニア7件

ジュニアブロック合宿5件、小学生合宿2件

②海外大会派遣 合計38件

男子シニア12件、男子ジュニア7件

女子シニア11件、女子ジュニア8件

③海外合宿 合計22件

男子シニア8件（5）、男子ジュニア3件（1）

女子シニア6件（4）、女子ジュニア5件（4）

※（ ）内の数字は大会に付随して行なわれる合宿の件数

④外国強豪選手の情報収集のため国立スポーツ科学センター（JISS）の協力を受け、欧州選手権等への視察員の派遣を行う。また、国内有望選手の発掘を目的とし、インターハイ、全国中学校大会等へ視察員を派遣する。

(3) 情報戦略事業として以下の取り組みを行う。

①映像情報活動

本連盟の情報戦略部、マルチサポートを中心にJISSの協力を受け、主要国際大会の撮影を行ない、外国強豪選手対策ビデオの製作やデータベースを作成、また撮影した国際大会試合を分析し、選手、コーチへの情報提供を行なう。さらに現場に対してVTR分析方法等の提示も行う。

②体力測定

強化選手および全国中学校大会出場選手への体力測定に加え、小学校高学年の測定を行う。これらのデータ管理をすると共に、選手、サポートスタッフ、所属へのフィー

ドバックを行ない、科学的見地から身体的弱点の克服や、ケガの予防、強化指導等を行なう。小学生のデータについては、今後の選手発掘・育成のための基礎資料として蓄積していく。

③ トレーニング・サポート

体力測定などの結果を基に強化選手へのトレーニングメニュー等を作成、処方する。また、合宿、海外遠征などに帯同し、トレーニング指導や、ケガをしている選手へのリハビリ指導を行なう。また、トレーニングネットワークを構築し強化選手が何処にいても全日本と同様のトレーニングが実施できる体制を整える。

ジュニア選手に対しては、各種講義を行い、各選手が所属に戻ってからもより効果的なトレーニングが行なえるよう指導する。

④ タレント発掘の指標・全小大会からの育成ルートの研究

一貫指導システムの構築を目指し、選手発掘・育成のための効果的な指標と育成ルートを探り、将来的にナショナルチームで活躍する可能性のあるタレント発掘の資料とする。既存の競技者育成事業と連携して全国展開を行う。

⑤ 研究成果報告書

「柔道科学研究」「全中体力測定報告書」を年 1 回発刊し、関係者に配布、情報戦略部としての活動報告とするだけでなく、情報戦略部において研究した情報を広く世間に提供する。

⑥ 選手のコンディショニング

医科学委員会において実施するメディカルチェックデータを基に選手の体調管理を行なう。また、情報戦略部、マルチサポートを中心にドクター、JISS との連携を図りコンディションチェックの指標を作成し現場に活かすことを目指す。

さらに、新ルールで計量が前日に変更になったことから、従来の計量から直ぐ試合というケースとは異なり、計量から翌日試合までのリカバリー方法が課題となってくる。併せて減量方法に関しても従来の方法をいかに進化させるのかが重要になってくる。これらについての研究と具体策を講じていく。

また、合宿、大会等にトレーナーを帯同させ、コンディショニングを行なう。

⑦ メンタルチェック

様々なメンタル検査などを実施し、選手の精神的分析を行なう。また、結果を選手へフィードバックし、試合前など、選手のメンタル面でのサポートを行なう。

7. 国際委員会の活動計画

【会議の開催】

- (1) 全体会議 3回
- (2) 分科会 2回

【活動計画】

- (1) 日本代表役員への協力

日本代表役員ならびに、IJF、JUA 委員が国際の主要な大会や会議等に出席する場合、その活動におけるサポートを行っていく。

(2) 各分科会で個々の対応について協議し、本委員会時に報告または提言を行う。

①国際交流 国際大会へのチーム派遣、海外チーム受入など人的交流を推進

②国際戦略

A: IJF を舞台とした行政などに関する日本代表役員の活動支援

B: JUA、東アジアを舞台とした行政などに関する日本代表役員の活動支援

③海外派遣指導者人選 海外への指導者派遣における適正な派遣者の人選

④海外情報 在外指導者からの情報の収集と、海外への情報発信

8. 医科学委員会の活動計画

【会議の開催】

(1) 全体会議 2回(4月、12月)

(2) 安全指導講師のための勉強会 1回(7月)

【活動計画】

(1) 柔道の外傷予防への取り組み

①国内外の大会の医療活動(主にマットドクター)及びドーピング活動、帯同ドクターの派遣を行い、柔道事故の予防活動を行う。

②柔道における重度外傷では、頭部外傷、脊椎損傷等がある。平成22年度から医学的立場から頭部外傷の対応マニュアル作成、頭部外傷の発生のメカニズムと予防に関する研究、頭部外傷、頸椎外傷の予防のための安全な受身の研究、四国・九州地区における柔道で発生した脳震盪事例の調査(永廣 Dr.)等を行ってきたが、これらの外傷予防に取り組んでいく。

③平成24年に施行された中学校武道必修化に伴い、医科学の立場からケガ防止のため、柔道授業においては柔道経験者を交えて取り組むべきであるという改善策を関連した行政機関に呼びかけていく。

(2) 大会救護ドクター・マットドクター・帯同ドクターの活動の実施

①柔道大会において救護ドクターとしての活動を行い、医学的な面からの安全性の確保を行なっていく。

②グランドマスターズ大会の救護ドクターに関しては、整形外科医と循環器内科医が必要であるとの意見が出ており、重大な事故を防ぐためにも本案を実行する。

③国際柔道試合審判規定により大会が開催されているにもかかわらず、マットドクターを配置していないケースが多く見受けられる。可能な限り医師の参加した大会にするためにも、医科学委員会では、スポーツドクターの確保に向け、医学系学生柔道連盟加盟大学の部長、師範、コーチ、OB、主将や柔道経験者で医師となっている方々を把握し、日本体育協会公認スポーツドクターの資格取得を要請、柔道大会時の救護や傷害予防、治療、強化事業への帯同、ドーピング検査への参加をお願いできる体制を構築する。

④日本選手団にチームドクターを帯同させ、国際大会、合宿での選手の健康管理、傷害予防、治療等を行なうとともに、アンチ・ドーピングの理解と啓発に努め、選手が最高のコンディションで試合に臨めるように活動をしていく。今年度はドクターの不足

が予想されるので、中心となるドクターの下、単発で帯同できるドクターを募り、帯同ドクターとしての活動を充実させる。

(3) 医科学的見地から見た以下の研究活動を行う。

①女子柔道選手の骨代謝動態からみたコンディション評価

②柔道の外傷

A. 後方受け身時における筋電図実験

B. 柔道におけるケガのデータベース作成

C. 柔道の安全な受け身に関する研究

D. 柔道における脳震盪発生の現状分析

③選手の T. tonsurans 感染症の罹患状況の調査と対策

④平成 26 年度の柔道スポーツ医学研究の発表（医科学シンポジウム）をグランドスラム東京大会前日に行う。

(4) 啓発活動の実施

様々な研究結果を踏まえ、ケガ及び感染症の予防について研修会や合宿・大会等の機会を捉えての講演や全柔連 HP での啓発活動を行う。

(5) 本連盟が発行する「柔道の安全指導」冊子の改定を行う。

(6) 警察庁主管の全国柔道大会、拳銃射撃競技大会及び警察庁関東管区の大会への医師の派遣。同様に医師派遣の依頼が有る場合は、出来る限り対応できるようにする。

9. アスリート委員会の活動計画

【会議の開催】

(1) 全体会議 10 回

全体会議の際には、有識者による講義の機会を設け、委員の資質向上をはかる。

(2) 分科会（競技、強化／広報、普及／社会・国際貢献） 各 2 回

(3) 各種目競技強化選手間のミーティング 5 回

①オリンピック種目競技 男女各 3 回

②形種目競技 1 回

③パラリンピック種目競技 1 回

【活動計画】

(1) 大会時の PR イベント

来場者の満足度向上のため、全日本選抜体重別選手権大会（4 月）、国民体育大会（10 月）、グランドスラム東京大会（12 月）の 3 大会において、日本代表柔道衣を着ての記念撮影ブースの出展や、著名選手や OB・OG によるサイン会などのイベントを実施する。

また、大会の周知および来場誘致を目的とした告知活動も行う。

(2) 柔道の価値向上のための広報活動

柔道の魅力に対する認知を高めるため、若年層を中心に一般の方を全日本強化合宿に「特

派員」として招待し、そのレポートを全柔連ホームページ等で公開する。「特派員」を公募することによる話題づくりも図る。

(3) 柔道の価値向上のための柔道教室

柔道への理解促進のため、若年層、初心者および未経験者を対象とした柔道教室を実施する。学校の授業（武道必修科目や総合的学習）への出張型や、参加者を公募しての開催なども視野に入れる。

(4) 社会貢献活動

- ①柔道を療育に導入している青島特別支援学校への訪問
 - ②視覚障害柔道との交流や強化委員会と連携しての強化合宿への招待
 - ③古い支給ジャージや支給柔道衣等のチャリティオークション
 - ④柔道を通じた国際交流
 - ⑤他の競技アスリートとの交流や意見交換
- などを実施。チャリティオークションの収益を事業経費に補充する。

(5) セカンドキャリア支援

現役選手へのセカンドキャリア支援のため、企業でのインターンシップや、柔道OB社員より業務に関する話を伺う機会を設け、柔道と仕事の両立や、引退後について具体的なイメージを持てるよう促す。

(6) バナー作製

大会時のブースや、イベント時に、アスリート委員会の活動であることが視認できるよう、バナーを制作し、各事業時に掲出する。

(7) 委員の改選に伴う活動

委員改選（2015年3月）に伴い、選考委員会等の活動を行う。

10. コンプライアンス委員会の活動計画

【会議の開催】

- (1) 全体会議 6回（4月・5月・6月 各加盟団体での研修実施後の9月以降に3回）
- (2) 分科会 必要に応じて（4～6月に各分科会3回程度）

【活動計画】

(1) コンプライアンス研修・教育施策の検討

どのような啓発活動を行うべきか検討し、暴力、セクハラ、ドーピング等、各分野の教育内容については、分科会を設けてカリキュラムを立案する。

必要に応じて指導者や競技者の意識調査・実態調査などを実施し、活用する。

(2) コンプライアンス研修・教育施策の実施

各加盟団体選出の委員を中心に、加盟団体による大会・会議にて、研修会を実施する。必要に応じて受講者にアンケートを実施し、実施効果の検証に活用する。

(3) コンプライアンス研修教材の制作

委員の派遣が難しい団体・地方においても、研修が実施できるよう、コンプライアンスに関する教育用のDVDや冊子を制作し、貸出・配布を行う。

11. 指導者養成特別委員会の活動計画

【会議の開催】

- (1) 全体会議 3回
- (2) 企画立案部会 8回
- (3) 中央指導者資格審査委員会 3回
- (4) 中学校武道必修化対策会議 4回

【活動計画】

(1) 「公認指導者資格制度」関連事業

①全国指導者研修会（C指導員養成講習会講師研修会）

（5月17日～18日 ナショナルトレーニングセンター（東京都北区））

都道府県のC指導員養成講習会講師を対象に、講習内容の再確認および安全指導の徹底、講師の教授力向上を目的とした全国指導者研修会を開催する。

②B指導員養成講習会講師研修会

（東日本：開催日程・場所未定、西日本：10月4～5日 兵庫県立武道館（兵庫県姫路市））

平成27年度から開催するB指導員養成講習会講師を対象に東日本・西日本の2地区に分かれて、カリキュラム内容と要点を伝達する指導者養成講師研修会を開催する。

平成27年度からの実施を前に実際の運営を想定し、都道府県柔道連盟に運営協力を仰ぐ。

③C指導員養成講習会

全国指導者講習会参加者を中心に各都道府県において安全指導の徹底と基礎的な指導力の向上を目的としたC指導員養成講習会を開催し、C指導員の養成を行う。

また、昨年度に引き続きモニタリングを行い、講習会の実施状況を確認する。

④A指導員及びB指導員養成講習会の検討

平成27年度から行うA指導員及びB指導員養成講習会のカリキュラムを策定し、教本を作成する。

⑤指導者資格制度の検討

指導者資格制度について改善していく。特に、平成28年から行う更新講習のポイント制度を検討するため、都道府県で開催されている柔道に限定しない各種指導者向け講習会のモニタリングを行う。

また、講習会受講管理システム及びeラーニングシステムの採用を検討する。

⑥指導者資格制度の広報活動

大会プログラムをはじめとする全柔連刊行物及びホームページに指導者資格制度について掲載し、指導者資格制度が認知され、有資格者のみが指導にあたるように広報活動を行う。

(2) 「中学校武道必修化」対策 関連事業

①第5回全国中学校（教科）柔道指導者研修会

（6月20日～22日 日本武道館研修センター（千葉県勝浦市））

日本武道館との共催事業として、学校体育実技指導資料第2集「柔道指導の手引（三訂版）」及び全柔連発行の「授業づくり教本」・「柔道の安全指導」の内容を基本に、各都

道府県の「柔道を特技としない中学校保健体育科教諭」を対象に入れた指導者研修会を開催する。

②平成 26 年度中学校武道授業（柔道）指導法研究事業

（11 月 14 日～16 日 講道館（東京都文京区））

日本武道館との共催事業として、全国 9 ブロックのリーダー的中学校指導者とともに、授業における柔道指導法の研究を行い、その研究成果を実際の授業に活かせる取り組みを行う。

③文部科学省委託事業「武道等指導推進事業」

都道府県柔道連盟（協会）にて中学校の保健体育授業で必要とされる授業協力者の養成を行い、データベースを活用し、コーディネーターを通して中学校へ派遣する。

円滑に派遣するためにも、都道府県教育委員会との連携を強化する。

(3) 指導者の海外派遣

指導者資格保有者の中から選抜して海外の柔道連盟が開催する指導者講習会に派遣し、国際水準の指導者養成を行う。

また、海外柔道連盟の指導者に対し全柔連開催講習会への参加を呼びかけるなど指導者養成に関する国際的連携を一層深めていく。

12. 「形」特別委員会の活動計画

【会議の開催】

(1) 全体会議 4 回（5 月、8 月、10 月、2 月）

【事業計画】

(1) 強化普及部会

①強化 A 組、強化 B 組、および指定の組の選出（全日本形競技大会終了後）

②強化全体合宿 2 回（5 月、2015 年 2 月）

③世界代表個別分散合宿 1 回（6 月～7 月）

④世界代表強化合宿 1 回（8 月）

⑤全種目制覇を目指し、世界形選手権大会及びアジア形選手権大会へ選手団を派遣する。

⑥世界形選手権大会・アジア形選手権大会 選考会

強化 A、強化 B の組を対象とした、選考会を開催する。（指定の組は国際形大会派遣対象外）

⑦地区大会のレベルを視察するため、また能力の高い組を発掘するため、全日本形競技大会予選会（地区大会）に形特別委員を派遣する。

(2) 審査部会

①世界形選手権大会やアジア形選手権大会等の国際形大会に小俣 JUA 形委員長をはじめ、役員や審査員を派遣し、IJF や JUA 役員と意見交換を行うと共に、正しい形の普及、発展を図る。

②世界形選手権大会、アジア形選手権大会において審査員試験（インターナショナル試験・コンチネンタル試験）が開催される場合は、受験者を派遣する。受験者については、国内の形審査員資格保有者から選出する。

- ③国内の形審査員制度を整備しつつ、6月に大阪、11月に東京において形審査員試験を開催する。
- ④形審査ライセンス保有者を対象とした研修会を開催し、国内審査員のレベルアップならびに審査基準に関する認識の統一を行う。

以上